

津 市 公 報		第 4 4 0 号 令和6年4月22日
目 次		
津市告示		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関等に関する告示		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関する告示		
津市一般廃棄物処理実施計画の策定		
地縁による団体の認可		
認可地縁団体の告示事項の変更		
指定緊急避難場所の指定及び指定の取消し		
令和6年度分国民健康保険料率の決定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定		
住民票の写し等の交付手数料徴収事務の一部委託		
手数料の徴収及び地方税の収納に関する事務の一部委託		
放置自転車等撤去保管料の収納事務の一部委託		
モータボート競走法第3条に基づく私人委託の公表		
認可地縁団体の告示事項の変更		
放置自転車の撤去及び保管		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
特定教育・保育施設の確認の辞退		
モータボート競走法第3条に基づく私人委託の公表		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
認可地縁団体の告示事項の変更		
保育施設利用者負担額等収納事務の一部の委託		

津市公告

建設工事等に係る件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札に関する必要な事項
予防接種の実施
令和 6 年度津市救急・健康相談ダイヤル 2 4 事業業務委託に係る条件付一般競争入札の執行
津市農業振興地域整備計画の変更案の広告縦覧
津市農業振興地域整備計画の軽微な変更
市有財産売却に係る条件付一般競争入札の実施
令和 6 年 3 月分津市農用地利用集積計画の決定
令和 6 年度津市営住宅随時補充入居者の募集
令和 6 年度津市営美杉住宅随時補充入居者の募集
津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

津市上下水道事業公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札に関する必要な事項
建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る条件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る条件付一般競争入札の執行
建設工事等に係る条件付一般競争入札の執行
亀山都市計画下水道津市芸濃公共下水道の事業計画変更許可（縦覧）
亀山都市計画下水道津市芸濃公共下水道の事業計画変更許可
津都市計画下水道津市単独公共下水道の事業計画変更許可（縦覧）
津都市計画下水道津市単独公共下水道の事業計画変更許可

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 7 1 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定を次のように定める。

なお、令和 5 年津市告示第 4 0 号は廃止する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則（平成 2 8 年津市規則第 2 9 号）第 2 条各項に基づき市長が別に定める機関を第 1 に、津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）別表第 1 5 に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第 2 に、同条例別表第 1 5 に規定する省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法を第 3 に、同条例別表第 1 5 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 3 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 1 5 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 5 に定める。

第 1 省エネ基準及び認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 法第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

第 2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合

するものとして交付する適合証

- (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)又は(4)とする。

- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (2) 登録住宅性能評価機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び

検査済証

- (4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（省エネ基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- (5) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 1(2)に掲げる書面
- (4) 1(3)に掲げる書面
- (5) 1(5)に掲げる書面

第4 法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- 1 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分を評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住戸部分（共用部分を評価しない場合に限る。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法
- 2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

第5 法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- 1 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)、イ(3)、ロ(2)及びロ(3)の規定に基づく評価方法
- 2 1以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

津市告示第 7 2 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、告示する。

なお、平成 2 9 年津市告示第 5 0 号は廃止する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 7 3 号

令和 6 年度津市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 4 4 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和6年度津市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の規定に基づく、津市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 計画区域

津市全域

3 排出量の見込み

〔ごみ(t)、し尿・浄化槽汚泥(kl)〕

	家庭系ごみ			事業系 ごみ	ごみ計	し尿	浄化槽 汚泥
	可燃	不燃	資源	可燃			
令和6年度 計画	43,616	3,031	19,430	28,050	94,127	11,000	85,000
令和4年度 実績	53,441	3,997	12,640	26,334	96,412	11,402	85,699

4 各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は、ごみの排出者であることを自覚し、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ちます。

また、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図り、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。

(2) 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において、ごみの発生抑制や減量化、廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理に努めるなど、環境に配慮した取組を実践します。

環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。

また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。

(3) 市の役割

市は、ごみゼロ社会に向け、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、行動等により 3 R を推進します。

また、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。

さらに、ごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減に配慮し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを目指します。

(4) 市民・事業者・市の協働取組

生産から流通、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、環境へ配慮しながら、相互に理解を深め協力して資源循環に取り組みます。

5 分別の区分と処理方法

分別区分		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
新聞	資源系ごみ	リサイクル	売却	
雑誌・雑紙				
ダンボール				
飲料用紙パック				
衣類・布類				
ペットボトル		選別・ 圧縮・梱包	津市リサイクルセンター	指定法人へ 引渡
容器包装 プラスチック				
金属		破砕・選別	津市リサイクルセンター	売却
びん		選別		指定法人へ 引渡
スプレー缶・卓上 カセットボンベ 等、使い捨てライ ター、蛍光灯、乾 電池、水銀式体温 計	不燃系ごみ	選別	津市リサイクルセンター	処理委託又 は一部再資 源化等
燃やせないごみ		破砕・選別	津市リサイクルセンター	最終処分場
その他 プラスチック		リサイクル	民間事業者による資源化	
燃やせるごみ	可燃系ごみ	焼却	津市西部クリーンセンター	民間事業者 による資源 化
			津市クリーンセンターおお たか	

6 排出方法と収集回数

ごみの分別区分		ごみの出し方	収集回数	収集運搬主体
新聞	資源系ごみ	品目別に束ねて、ひもで十文字に縛る	月 1 回	市・委託業者
雑誌・雑紙			月 1 回	市・委託業者
ダンボール			月 1 回	市・委託業者
飲料用紙パック			月 1 回	市・委託業者
衣類・布類		透明または半透明の袋	月 1 回	市・委託業者
ペットボトル			月 2 回	市・委託業者
容器包装プラスチック			週 1 回	市・委託業者
金属		透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月 2 回	市・委託業者
びん		透明または半透明の袋	月 1 回	市・委託業者
スプレー缶・卓上カセットボンベ等、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計		透明または半透明の袋	3 ヶ月 1 回	市・委託業者
燃やせないごみ	不燃系ごみ	透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月 1 回	市・委託業者
その他プラスチック			月 2 回	市・委託業者
燃やせるごみ	可燃系ごみ	透明または半透明の袋	週 2 回	市・委託業者

※事業系一般廃棄物については、家庭系ごみに準じて分別し、事業者自らまたは許可業者により収集運搬を行う。

※死亡獣等は、死亡場所の管理者等が死亡獣等焼却処理場へ収集運搬し、市が焼却処理する。

7 エコ・ステーション

資源のリサイクルを図るため「エコ・ステーション」を設置する。

施設名	搬入可能日時	搬入可能品目
明神リサイクルストックヤード	水曜日、土曜日、日曜日 (12/29～1/3 を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん、ペットボトル、小型電子機器、容器包装プラスチック、その他プラスチック、パソコン、石・砂・土、危険ごみ
津市西部クリーンセンター	月曜日～金曜日、日曜日 (祝休日、12/31～1/3 を除く) 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン、羽毛布団(ダウン率50%以上のもの)、石・砂・土
河芸エコ・ステーション	火・木・土・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン、石・砂・土、危険ごみ
香良洲エコ・ステーション	月・火・木～日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前7時30分～正午、 午後1時30分～ 午後4時45分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン、石・砂・土、危険ごみ
芸濃エコ・ステーション	水・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属 50 c m角以内のもの・自転車、石・砂・土、危険ごみ

一志とことめエコ・ステーション	土・日曜日、12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属 50 c m角以内のもの・自転車、石・砂・土、危険ごみ
-----------------	---	---

8 処理施設の状況

可燃系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市西部クリーンセンター	全連続熱焼式	240 t / 24 時間
津市クリーンセンターおおたか	全連続熱焼式	195 t / 24 時間

不燃系・資源系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市リサイクルセンター	金属ごみ、燃やせないごみの破碎、選別	42 t / 日
	びんの選別、回収	9 t / 日
	ペットボトルの選別、回収	5 t / 日
	容器包装プラスチックの選別、回収	25 t / 日
	密閉回転ハンマー式（廃蛍光管）	2 t / 日
	強制拡散廃棄方式（廃スプレー缶）	1 t / 日
	可燃性粗大ごみの切断	5 t / 日
津市一般廃棄物最終処分場	無放流	38 m ³ / 日

し尿処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市安芸・津衛生センター	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	188k l /日
津市クリーンセンターくもず	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	140k l /日

※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、区域指定された許可業者により行う。

津市告示第 7 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を次のとおり認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

名称

かわきた苑自治会

津市告示第 7 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 2 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

コモンヒルズ西が丘自治会

※ 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

津市告示第 7 6 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

また、同法第 4 9 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定緊急避難場所の指定

施設・場所 名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫	火山 現象
メゾンエス ポワール	津市中央 1 4 番 8 号					○			
三重県教育 文化会館	津市桜橋 2 丁 目 1 4 2 番地					○			

2 指定緊急避難場所の指定の取消し

種類	避難場所	所在地
津波避難ビル	三重県教育文化会館	津市桜橋 2 丁目 1 4 2 番地

津市告示第 7 7 号

令和 6 年度分国民健康保険料について、津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号。以下「条例」という。）第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条の 5 第 1 項及び第 2 0 条第 1 項の保険料率並びに第 2 5 条第 1 項各号並びに同条第 3 項及び同条第 4 項において準用する同条第 1 項各号に定める額、第 2 5 条の 3 第 1 項及び同条第 3 項において準用する同条第 1 項に定める額並びに第 2 5 条の 3 第 4 項及び同条第 5 項において準用する同条第 4 項に定める額を次のとおり決定したので、条例第 1 2 条第 3 項（第 2 5 条第 2 項並びに第 2 5 条の 3 第 2 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）、第 1 6 条の 5 第 3 項（第 2 5 条第 3 項並びに第 2 5 条の 3 第 3 項及び第 6 項において準用する場合を含む。）及び第 2 0 条第 3 項（第 2 5 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 1 0 0 分の 8 . 0
- (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 2 9 , 1 0 0 円
- (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 2 1 , 6 0 0 円
 - イ 特定世帯 1 0 , 8 0 0 円
 - ウ 特定継続世帯 1 6 , 2 0 0 円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割 1 0 0 分の 2 . 9
- (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 1 0 , 5 0 0 円
- (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 7 , 6 0 0 円
 - イ 特定世帯 3 , 8 0 0 円
 - ウ 特定継続世帯 5 , 7 0 0 円

3 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割 1 0 0 分の 2 . 9
- (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 1 2 , 5 0 0 円
- (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 6 , 0 0 0 円

4 基礎賦課額の減額

(1) 条例第25条第1項第1号に規定する保険料の減額

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 20,370円

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 15,120円

(イ) 特定世帯 7,560円

(ウ) 特定継続世帯 11,340円

(2) 条例第25条第1項第2号に規定する減額

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 14,550円

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 10,800円

(イ) 特定世帯 5,400円

(ウ) 特定継続世帯 8,100円

(3) 条例第25条第1項第3号に規定する減額

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 5,820円

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 4,320円

(イ) 特定世帯 2,160円

(ウ) 特定継続世帯 3,240円

(4) 条例第25条の3第1項に規定する減額

被保険者均等割 未就学児1人につき 14,550円

(5) 条例第25条の3第4項に規定する保険料の減額

ア 条例第25条第1項第1号に規定する世帯における未就学児1人につき 4,365円

イ 条例第25条第1項第2号に規定する世帯における未就学児1人につき 7,275円

ウ 条例第25条第1項第3号に規定する世帯における未就学児1人につき 11,640円

5 後期高齢者支援分賦課額の減額

(1) 条例第25条第1項第1号に規定する保険料の減額

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 7,350円

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 5,320円

- (イ) 特定世帯 2, 660円
 - (ロ) 特定継続世帯 3, 990円
- (2) 条例第25条第1項第2号に規定する保険料の減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 5, 250円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 3, 800円
 - (イ) 特定世帯 1, 900円
 - (ロ) 特定継続世帯 2, 850円
- (3) 条例第25条第1項第3号に規定する保険料の減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 2, 100円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 1, 520円
 - (イ) 特定世帯 760円
 - (ロ) 特定継続世帯 1, 140円
- (4) 条例第25条の3第1項に規定する減額
 - 被保険者均等割 未就学児1人につき 5, 250円
- (5) 条例第25条の3第4項に規定する減額
 - ア 条例第25条第1項第1号に規定する世帯における未就学児1人につき 1, 575円
 - イ 条例第25条第1項第2号に規定する世帯における未就学児1人につき 2, 625円
 - ウ 条例第25条第1項第3号に規定する世帯における未就学児1人につき 4, 200円
- 5 介護納付金賦課額の減額
 - (1) 条例第25条第1項第1号に規定する減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 8, 750円
 - イ 世帯別平等割 4, 200円
 - (2) 条例第25条第1項第2号に規定する減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 6, 250円
 - イ 世帯別平等割 3, 000円
 - (3) 条例第25条第1項第3号に規定する減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 2, 500円
 - イ 世帯別平等割 1, 200円

津市告示第 78 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社フレンドリー
- 2 事業所の名称
フレンドリー指定居宅介護支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市海岸町 13 番 28 号
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 7 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人スマイルハート
- 2 事業所の名称
スマイルハート
- 3 事業所の所在地
津市垂水 2 9 8 5 番地 1
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 8 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人白壽会
- 2 事業所の名称
豊野みかんの里居宅介護支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市一身田豊野てノ坪 1 6 5 9 番地
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 8 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社 e n カンパニー
- 2 事業所の名称
ことのは
- 3 事業所の所在地
津市安東町 1 9 3 3 番地
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 8 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人白壽会
- 2 事業所の名称
北郊
- 3 事業所の所在地
津市栗真中山町下沢 8 4 番地 2
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 8 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社トータルライフサポート至誠
- 2 事業所の名称
ケアプランセンター楓
- 3 事業所の所在地
津市芸濃町林 1 9 7 3 番地 サイレンス芸濃 1 B
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 8 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社 W e l l n e s s T i m e
- 2 事業所の名称
幸介護予防支援センター
- 3 事業所の所在地
津市久居野村町 5 9 5 番地 1 2 コーポ大日堂 2 0 1 号室
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 85 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人洗心福社会
- 2 事業所の名称
つまちなか居宅介護支援センターシルバーケア豊壽園
- 3 事業所の所在地
津市大門 7 番 15 号 津センターパレス内 4 階
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 8 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人洗心福祉会
- 2 事業所の名称
地域総合ケアセンター久居指定居宅介護支援センターシルバーケア豊壽園
- 3 事業所の所在地
津市久居新町 3 0 0 6 番地 ポルタひさい 3 階
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 87 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人洗心福社会
- 2 事業所の名称
高茶屋指定居宅介護支援センターシルバーケア豊壽園
- 3 事業所の所在地
津市高茶屋小森町瓦ヶ野 4 1 5 2 番地
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 88 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人洗心福社会
- 2 事業所の名称
白塚指定居宅介護支援センターシルバーケア豊壽園
- 3 事業所の所在地
津市白塚町 58 番地 14
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 8 9 号

令和 3 年津市告示第 2 8 3 号（手数料の徴収に関する事務の一部委託）で告示した事項に変更があったため、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更があった事項及びその内容

委託先の名称

変更前	株式会社エコシティサービス
変更後	株式会社アウトソーシングトータルサポート

2 変更年月日

令和 6 年 4 月 1 日

津市告示第 9 0 号

令和 3 年津市告示第 2 7 4 号（手数料の徴収及び地方税の収納に関する事務の一部委託）で告示した事項に変更があったため、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更があった事項及びその内容

委託先の名称

変更前	株式会社エコシティサービス
変更後	株式会社アウトソーシングトータルサポート

2 変更年月日

令和 6 年 4 月 1 日

津市告示第 9 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき手数料の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同令第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収又は収納する手数料
放置自転車等撤去保管料
- 2 委託先
津市雲出本郷町 2 0 8 6 番地 2
株式会社カーステージ三重
- 3 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 9 2 号

モーターボート競走法（昭和 2 6 年法律第 2 4 2 号）第 3 条第 2 号に係る事務を私人に委託したので、モーターボート競走法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 5 9 号）第 2 条第 3 項及びモーターボート競走法第 3 条に基づく私人委託実施規則（平成 2 0 年津市規則第 3 7 号）第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託事務

ボートレースチケットショップ養老における場外及び場間場外発売・払戻事務

2 受託者

津市高茶屋小森上野町 1 3 2 7 番地

日本トーター株式会社津事業所

3 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 9 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 3 年津市告示第 2 2 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

広永自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 9 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
雲出長常町地内	1	令和 6 年 2 月 6 日
久居緑が丘一丁目地内	1	令和 6 年 3 月 1 日
栗真町屋町地内	1	令和 6 年 3 月 6 日
高茶屋小森町地内	1	令和 6 年 3 月 2 7 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 9 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年津市告示第 3 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

安東町跡部自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 9 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

栗加区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 9 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年安濃町告示第 2 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

南神山自治会

※ 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

津市告示第 9 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年安濃町告示第 8 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

戸島区自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 9 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 1 年美杉村告示第 9 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

中津自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 0 0 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 6 条の規定に基づき、同法第 2 7 条第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 4 1 条第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

公立幼稚園

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認辞退年月日
津市	津市立栗葉幼稚園	津市森町 2 8 4 番地 1	令和 6 年 3 月 3 1 日

津市告示第101号

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号に係る事務を私人に委託したので、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第2条第3項及びモーターボート競走法第3条に基づく私人委託実施規則（平成20年津市規則第37号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託事務

モーターボート競走施行に関する電話投票事務

2 受託者

東京都港区六本木五丁目16番7号

一般財団法人 BOATRACE振興会

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

津市告示第 1 0 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年津市告示第 2 6 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

江戸橋一丁目北自治会

※ 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

津市告示第 1 0 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 9 年津市告示第 8 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

西睦合自治会

※ 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

津市告示第 1 0 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 1 9 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

長岡町自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 0 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 4 年 9 月 3 0 日付けで認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

山田野上出区

※ 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

津市告示第 1 0 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、令和 4 年 5 月 6 日付けで認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

山田野下司名区

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示 1 0 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき保育施設利用者負担額等収納業務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地
別表のとおり
- 2 公金事務に係る歳入等
教育・保育施設利用者負担額等
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 6 年 3 月 2 9 日
- 4 委託した日
令和 6 年 4 月 1 日

別表

法人の名称	施設の名称	施設の所在地
社会福祉法人白蓮福祉会	白塚愛児園	津市白塚町 5 3 3 4 番地
社会福祉法人白蓮福祉会	津愛児園	津市桜橋三丁目 4 5 番地 1
社会福祉法人清泉福祉会	清泉愛育園	津市南丸之内 8 番 6 1 号
社会福祉法人諦聴会	三重保育院乳児保育所	津市柳山津興 3 3 1 0 番 地 1
社会福祉法人鈴の木会	片田保育園	津市片田志袋町 3 8 4 番 地
社会福祉法人桃郷福祉会	つ保育園	津市藤方 2 6 7 0 番地
社会福祉法人泉福祉会	泉ヶ丘保育園	津市野田 2 1 番地 8 1 7
社会福祉法人津栄社会福 祉事業協会	大里保育園	津市大里睦合町 6 0 9 番 地 1
社会福祉法人若草福祉会	公園西保育園	津市長岡町 9 番地 3
社会福祉法人洗心福祉会	豊野保育園	津市一身田豊野 1 9 7 9 番地 1
社会福祉法人清泉福祉会	ひかり保育園	津市半田 1 4 4 2 番地 1
社会福祉法人三重清暉会	志登茂保育園	津市一身田平野 3 6 1 番 地 1
社会福祉法人上浜福祉会	上浜保育園	津市一身田中野 4 2 3 番 地 1
社会福祉法人洗心福祉会	はなこま保育園	津市高茶屋小森町 4 1 5 9 番地
社会福祉法人自由学苑福 祉会	久居保育園	津市久居西鷹跡町 3 6 5 番地 1 1
社会福祉法人三鈴会	さくら保育園	津市河芸町影重 1 1 4 0 番地 1
社会福祉法人あいうえお	あいうえお保育園	津市美里町五百野 1 6 1 7 番地 1
社会福祉法人洗心福祉会	第二はなこま保育園	津市高茶屋小森上野町 7 7 8 番地

社会福祉法人自由学苑福祉会	大川乳幼児保育園	津市大谷町 2 4 0 番地
社会福祉法人洗心福祉会	つまちなか保育園	津市大門 7 番 1 5 号 津 センターパレス 4 階